



平成 28 年 9 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社メディアドゥ  
代 表 者 名 代表取締役社長 藤田 恭嗣  
(コード：3678、東証第一部)  
問 合 せ 先 取締役管理本部長 鈴木 克征  
(TEL. 03-6212-5111)

### 募集新株予約権（業績連動型有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、本日平成 28 年 9 月 16 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社の取締役、従業員及び外部協力者に対し、下記のとおり新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

かかる新株予約権の発行は、平成 28 年 10 月 28 日開催予定の臨時株主総会において、株主の皆様のご承認を得られることを条件としております。

#### I. 新株予約権の募集の目的及び理由

当社は、平成 25 年 11 月に東証マザーズに上場後、電子書籍事業の順調な拡大とともに、電子図書館プラットフォーム世界最大手米国 OverDrive 社との戦略的業務提携や、海外流通展開の布石となる LINE 株式会社、株式会社講談社、株式会社小学館との合弁会社「LINE Book Distribution」の設立など、将来に向けた積極的な事業展開を推進してきました。また、平成 28 年 2 月には東証一部への市場変更を実現したことで、更なる信用力・知名度の向上を確保できたものと考えております。

当社の主力事業である電子書籍業界は、国内電子書籍市場が平成 27 年度には約 1,826 億円（含む電子雑誌、出所：インプレス総合研究所）となり、平成 32 年度においては 3,480 億円に拡大するものと予測（出所：インプレス総合研究所）されており、市場は順調に拡大を続けております。そのような状況の中、当社は今後も著作物の健全なデジタル流通とそのサイクルを実現するため、時代や人のニーズにマッチした新しいイノベーションの創出を図り、周囲を牽引しながら、また時には巻き込みながら、電子書籍のリーディング・ディストリビューターで在り続けたいと考えています。

当社は、東証マザーズ上場以来、増収増益を達成しておりますが、大切な著作物を扱う企業として更なる信用力・知名度の向上が必要であると考えております。

順調に拡大を続ける電子書籍業界ですが、その他にも、平成32年に開催される東京オリンピックに向けたデジタルコンテンツの整備や文部科学省が全国の小中高等学校に平成32年からデジタル教科書を導入できるように検討会議を重ねている状況について、当社としても様々なビジネスチャンスの可能性を感じております。

また、これまでも当社は、今後の成長戦略の一つとして「海外流通展開」を掲げ、サーバ増強や人材確保に取り組んできました。インターネット技術の進化等によりますます電子書籍のグローバル化が進んでおり、国内だけではなく世界的流通にも対応することができるシステム構築と人材確保等の体制を整え、より簡単に日本のコンテンツを世界に輸出したり、世界中のコンテンツを輸入したりすることが出来る環境を整備することが当社に与えられた使命であると捉えております。一方、電子書籍業界は国内だけに留まらず海外においても資本提携や業務提携は加速度を増しており、業界急変の兆しをみせております。

このような状況の中、平成32年までの約3年間で当社の企業価値を高いステージに押し上げる必要があると同時に現在の当社の事業ポジションを鑑みると世界展開していく絶好のチャンスでもあると認識しており、それには高い業績達成が求められており、その達成のためには強いインセンティブが必須であると考えております。信用力・知名度向上の実現に必要な中長期的な当社の企業価値の増大を目指すに当たって、高い目標を掲げ、より一層の事業意欲及び士気を向上させ、業績拡大へのコミットメントをさらに高めることが必要であり、それを目的として、当社取締役、従業員及び外部協力者に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

本新株予約権は業績条件付きとなっております。「Ⅱ. 新株予約権の発行要項 4. 新株予約権の内容 (6) 新株予約権の行使の条件」に定めるとおり、新株予約権者は、平成29年2月期、平成30年2月期及び平成31年2月期の各事業年度における、営業利益に減価償却費を加算した額（以下「EBITDA」といいます。）の合計額が2,900百万円以上の場合のみ行使が可能となっております。当社は利益確保、利益率の向上を経営目標にしており、当社利益がより明確に判断できるように本業の利益である営業利益に設備投資等によって増減する減価償却費を除いた「EBITDA」を特に重要な経営指標とし、平成28年2月期より決算説明会等でも開示しております。

また、達成目標値である2,900百万円については、過去の当社実績値である平成26年2月期515百万円、平成27年2月期616百万円、平成28年2月期724百万円の3期合計額1,856百万円に比しても相当程度高い水準であり、当社取締役、従業員及び外部協力者のより強い業績拡大へのコミットメントにつながるものと考えております。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合、発行決議日現在の発行済み株式総数の9,964,800株に対し最大で15.1%の希薄化が生じます。

当社株式は株価変動率が高く（平成27年9月～平成28年8月の直近1年間の株価変動率61.5%）、大きく変動する傾向にあると考えており、過去の株価推移も踏まえると短期

的には業績によらず株価が下落する可能性があること、また、希薄化による株価下落や行使価額を1円に設定したことにより、業績目標達成後は株価下落時であっても、さらに株価が下落することも想定されます。しかしながら、本新株予約権は上述のとおり短期的な株価下落要因となり得るものの、後述のとおり、相当程度高い水準の利益目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、長期的には、当社の収益力向上や株価・時価総額の上昇等により、既存株主の利益にも貢献できるものと認識しております。

従いまして、本新株予約権の発行による株式の希薄化の規模は合理的な範囲のものと考えております。

当社としましては、本新株予約権は、後述のとおり、公正価格で発行するものであり特に有利な条件で発行するものではないため、株主総会の承認を得ることは会社法上必要とされるものではないと考えております。また、本新株予約権発行による株式の希薄化の規模については上述のとおり、本新株予約権の行使価額については後述のとおり、それぞれ合理的なものと考えております。しかしながら、本新株予約権の行使条件として相当程度高い水準の業績条件を課してはいるものの、本新株予約権の発行価額及び行使価額並びに本新株予約権の目的となる株式総数の規模を総合的に勘案し、取締役会での慎重な議論の結果、株主の皆様のご意思を尊重するという観点から、平成28年10月28日開催予定の臨時株主総会において、本新株予約権の発行についてご判断いただき、承認が得られることを本新株予約権発行の条件とすることといたしました。

## II. 新株予約権の発行要項

### 1. 新株予約権の名称

株式会社メディアドゥ 第16回新株予約権

### 2. 新株予約権の数

15,000個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合など、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式1,500,000株とし、下記4.(1)により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

### 3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個当たりの発行価額は750円とする。

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の算定を第三者算定機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザリー（代表取締役：小幡治、住所：東京都港区東麻布三丁目3番6号）に依頼した。当該算定機関は、価格算定に使用する算定手法の決定に当たって、境界条件から解析的に解を求めるブラック・ショールズ方程式や有限差分法を用いた格子モデルといった他の算定手法との比較及び検討を実施したうえで、発行要項に定められた本新株予約権の行使の条件（業績条件）を適切に算定結果に反映できる算定手法として、一般的な算定手

法のうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて本新株予約権の算定を実施した。

汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法は、新株予約権の原資産である株式の価格が汎用ブラック・ショールズ方程式で定義されている確率過程で変動すると仮定し、その確率過程に含まれる標準正規乱数を繰り返し発生させると同時に、将来の業績の確率分布を基に異なる標準正規乱数を繰り返し発生させ、本新株予約権の行使の条件である業績条件の達成確率を算出し、その結果を考慮した将来の株式の価格経路を任意の試行回数分得ることで、それぞれの経路上での本新株予約権の権利行使から発生するペイオフの現在価値を求め、これらの平均値から理論的な価格を得る手法である。

当該算定機関は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）における当社終値 1,634 円/株、株価変動率 66.88%（年率）（株価情報収集期間は、株式上場後の 2013 年 11 月 21 日～2016 年 9 月 15 日までの 2.79 年間）、配当利率 0.54%（年率）、安全資産利子率△0.25%（年率）や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額 1 円/株、満期までの期間 2.79 年、行使の条件（注）1）に基づいて、一般的な価格算定モデルである汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて、本新株予約権の算定を実施した。

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該算定機関が算定に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、本新株予約権の価格の算定を一般的に用いられている算定手法を用いて行っていることから、当該算定機関の算定結果を参考に、当社においても検討した結果、本件払込金額と本件算定価額は同額であり、特に有利な金額には該当しないと判断したことから決定したものである。

#### 4. 新株予約権の内容

##### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、付与株式数は適切に調整されるものとする。

##### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、1 円とする。（注）2

(3) 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成31年3月1日から平成31年6月30日（但し、平成31年6月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、平成29年2月期、平成30年2月期及び平成31年2月期の各事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）において、営業利益に減価償却費を加算した額の合計額が2,900百万円以上の場合、本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。
- ② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、従業員又は外部協力者であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

5. 新株予約権の割当日

平成28年11月16日

6. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、取締役会が別途定める日の到来をもって、本新

株予約権の全部を無償で取得することができる。

- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

#### 7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案の上、上記4.(1)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記4.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記4.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記4.(3)に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記4.(4)に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記4.(6)に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
上記6.に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

#### 8. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

9. 申込期日

平成 28 年 11 月 15 日

10. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成 28 年 11 月 16 日

11. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役	5 名	14,435 個
当社従業員	5 名	365 個
外部協力者	1 名	200 個

III. 割当先の選定理由など

1. 割当先の概要など

(1) 割当先の概要

氏 名	中島 正三
住 所	東京都港区
職業の内容	会社役員、当社の業務の受託(顧問契約)

(2) 当社と割当先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	当社の外部協力者(顧問)です。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	顧問契約の取引関係があります。

なお、当社は、割当先の外部協力者(顧問)が、反社会的勢力等ではないとともに、それらの勢力と一切関係がないことにつきまして日経テレコンを利用し過去の新聞記事検索を行うとともに、反社会的勢力等を連想させる情報及びキーワードを絞込み、複合的に検索するなどの調査をした結果、外部協力者(顧問)と反社会的勢力等との関係について、疑わせる結果はありませんでした。

また、東京証券取引所に対しては「割当を受ける者と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」を提出しております。

2. 割当先を選定した理由

割当先である外部協力者は、IT 業界に精通し、また数多くの企業にて取締役等も経験され、その知識や経験をいかした助言や企業の紹介を当社に対して行っており、これまでも企業の紹介で新たな取引先との大口取引を開始する等、当社の成長に向けて重要な役割を担っています。外部協力者と当社との協力関係をさらに深め当社の業績を向上させることを目的として、割当先として選定いたしました。

(注) 1 本新株予約権には業績の数値目標を基にした権利確定条件(以下、「業績条件」という。)が付されております。当該業績条件が達成された場合に、本新株予約権の権利行使が可能となります。

業績条件達成とその後の権利行使の可能性を見積もるために多変量数値解析法を用いております。まず、発行会社の過去の業績の時系列データから当該業績の確率分布を求め、そして、その分布を標準化し、業績条件達成水準を $100\alpha$  %点と設定した上で、標準正規乱数を繰り返し発生させ、業績条件達成時に同時に実現する（異なる確率過程で定義される）株価水準の発生の確率を見積もり本新株予約権の算定に反映させています。

業績条件設定に用いたデータ	
業績データ	営業利益：67 百万円（平成24年2月期）、38 百万円（平成25年2月期）、252百万円（平成26年2月期）、413百万円（平成27年2月期）、552百万円（平成28年2月期） 減価償却費：311 百万円（平成24年2月期）、297 百万円（平成25年2月期）、263百万円（平成26年2月期）、203百万円（平成27年2月期）、171百万円（平成28年2月期）
平均	723百万円（平成29年2月期～平成31年2月期）
標準偏差	162百万円（平成29年2月期～平成31年2月期）

(注) 2 当社取締役、従業員及び外部協力者の当社の業績向上に対する事業意欲や士気を高める目的から当該行使価額に決定したものであります。

業績の下方修正や減配発表等の当社要因によることなく昨年夏の中国景気減速懸念や今年初頭の原油暴落・米利上げ等により当社の株価が大きく下落した経緯（2015年9月25日終値1,123円（3ヶ月前の6月26日終値1,950円から827円下落（下落率42.4%）、2016年2月12日終値871円（3ヶ月前の2015年12月14日終値1,414円から543円下落（下落率38.4%））があり、当社株価は、当社業績を常にそのまま反映して形成されるものとは言えず、短期的には大きく株価下落することがあります。また直近1年間の当社株価変動率も、2015年9月～2016年8月の直近1年間で61.5%となっており、当社の株価は大きく変動する傾向にあると考えており、これまでの実績を超えた株価下落が生じることも懸念しております。

本件ストック・オプションについては、目標達成によるインセンティブをより早く享受することにより、次の企業価値の向上に係る目標に向けたスタートを切るべく、行使可能期間を行使条件の達成による行使可否が決定してから1か月程度となるように設定しておりますが、行使条件達成後、短期的に当社の要因によることなく当社の株価が大きく下落した場合でも、付与対象者の意欲や士気を継続して高めるためには、業績条件が達成できたにも関わらず株価が下落し付与対象者が十分なインセンティブを獲得行使できない状況とするべきではないと考えております。

一方、株価が順調に上昇している場合、付与対象者は業績向上による株価上昇に係る貢献度以上のインセンティブを得ることとなりますが、相当程度高い水準

の業績条件を課しているため、追加的なインセンティブの付与も許容することといたしました。上記を検討した結果、このたびの本新株予約権の行使価額を1円といたしました。

なお、業績条件達成により、付与対象者は株価下落時においても行使による株式の売却で利益を得ることもあり、また行使による希薄化は更なる株価下落を生じさせることも考えられますが、業績条件達成による収益力向上によって、中長期的に株価は安定して上昇すると考えており、最終的に既存株主の不利益になるものとは考えておりません。3期に渡る具体的な高い数値目標を掲げ、目標達成に向けて、業績拡大へのコミットメントを高める強いインセンティブ目的として、当社取締役、従業員及び外部協力者に対して、有償にて新株予約権を発行するものであり、当該行使価額の設定は、合理的であると判断しております。

以 上